



広報 しょうわ12月号

青空と緑と産業の町
Public Relations Showa Town
町の鳥=ひばり 町の花=れんげ 町の木=乙女椿

December.2009
No.386

Showa Public Relations

まちの動き

11月1日現在

人口 17,016人(+6)
男 8,784人(0)
女 8,232人(+6)
世帯数 6,900戸(+23)



見て！たくさん採れたよ

町と協働でまちづくりに取り組む「人と環境すっきりしょうわ」が保育園児と一緒に上河東地内の遊休農地で育てたサツマイモを掘りました。そのとき一枚です。

昭和町の家計簿をお知らせします

昭和町の平成20年度決算が、今年9月に開かれた定例町議会で承認されました。町が行っている様々な事業は、みなさんが納めている税金や、国・県からの補助金などでまかなわれています。

決算とは、年度始まりの4月から翌年3月の間にいくら収入や支出があったかをまとめた「町の家計簿」です。平成20年度の歳入総額は91億1,371万円で、歳出総額は84億3,800万円でした。

*歳入歳出差引額6億7,571万円のうち平成20年度事業で翌年度に繰越す財源3億2,181万円を差し引いた3億5,390万円は、前年度繰越金として平成21年度の歳入となります。

一般会計決算状況(歳入)

平成20年度 歳入 91億1,371万円

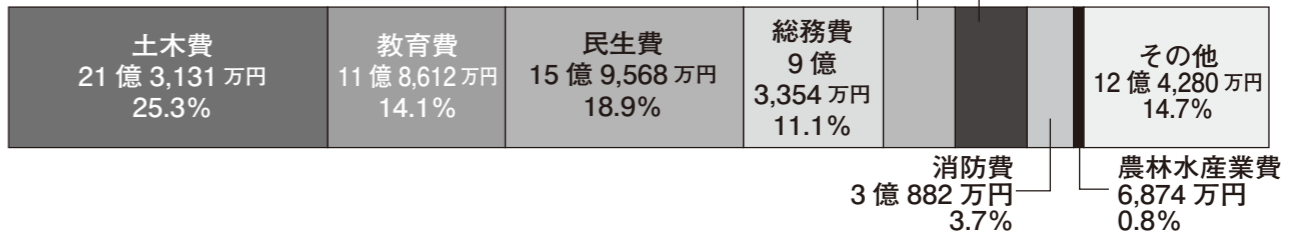


平成19年度 歳入 93億2,526万円



一般会計決算状況(歳出)

平成20年度 歳出 84億3,800万円



平成19年度 歳出 87億4,230万円



*端数処理の関係上、合計数値と一致しない場合があります。

●歳入について

歳入の主なもの町税ですが、個人町民税が3,545万円の増、法人町民税も主要法人の申告増により2億3,922万円の増となり、町税全体では前年比で7.1%、3億427万円の増収となりました。

国庫支出金は、都市公園事業・町営住宅建替え事業・地域交流センター建設事業等、国庫補助事業に関連した国庫補助金、地方債などが減になり、また、諸収入で受けています下水道事業舗装復旧負担金の減により、歳入全体では前年比2.3%、約2億1,155万円の減額になりました。

その他……………保育所運営費保護者負担金・学校給食費保護者負担金・町営住宅使用料・基金繰入金・前年度繰越金など
町債……………都市公園整備事業・町営住宅建設事業などの借入金
譲与税・交付金…自動車重量譲与税・地方道路譲与税・地方消費税交付金・自動車取得税交付金・地方特例交付金など

●歳出について

歳出については、西条小学校増改築事業が完了したため、教育費が前年比37%、約6億8千万円の減額になりました。総務費については情報系基幹システム整備のため増額、農林水産業費では沼公園関係経費が減額になりました。土木費も町営住宅建替え事業費の減により大幅に減額になりました。

諸支出金については、基金への積立金が前年に比べて大幅に増額になりました。歳出全体では前年比3.5%約3億430万円の減額になりました。

公債費……………町の借金の返済金
その他……………議会費・労働費・商工費・基金積立金など

◆町税の決算状況

| 税目 | 決算額 | 構成比 |
|-------|------------|-------|
| 個人町民税 | 10億5,281万円 | 23.0% |
| 法人町民税 | 9億2,096万円 | 20.1% |
| 固定資産税 | 23億2,742万円 | 50.9% |
| 軽自動車税 | 3,632万円 | 0.8% |
| 町たばこ税 | 2億3,928万円 | 5.2% |
| 合計 | 45億7,679万円 | 100% |

◆基金

| | | |
|--------------|------------|---------------------|
| 平成20年度末基金現在高 | 29億1,194万円 | 町民一人当たり 172,800円 |
|--------------|------------|---------------------|

●基金とは、町が将来に備えたり、特定の目的のために資金を積み立て、または、定額の資金を運用するために設けられる資金で、町の積立預金のことをいいます。

◆町債

| | | |
|--------------|----------|---------------------|
| 平成20年度末町債現在高 | 65億314万円 | 町民一人当たり 385,900円 |
|--------------|----------|---------------------|

●町債とは、町が公園や道路、学校などの大きな事業をするために借り入れるお金(借金)のことです。これに対し、歳出の公債費とは、この町債を返済するためのお金です。町債を財源とした施設は、長期にわたって利用されることから、町債も将来にわたって返済していきます。これは現在利用する方と将来利用する方が公平に負担し合うということです。

◎人口は、平成21年3月31日現在人口(16,850人で計算)

財政指標

自治体の財政状況を分析するため様々な分析指数があり、総称して「財政指標」と呼んでいます。昭和町の財政状況が健全かどうか、財政に弾力性があるかどうか、借金の占める割合が高いか低いかなどを判断する3つの指標についてお知らせします。

◆財政力指数

財政基盤の強弱を示す指数で、標準的な行政需要に必要な財源をどれくらい自力で調達できるかを表しています。この値が大きいほど財政力に余裕があり、「1」を超えた団体は、自立して自主的に財政運営ができることになりますので、地方交付税が交付されない、いわゆる「不交付団体」となります。

| 昭和町の財政力指数 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 1.443 | 1.389 | 1.422 | 1.486 | 1.477 |

◆経常収支比率

財政の弾力性を測定する最も一般的な指標であり、経常的な一般財源(町税などのように用途が特定されていない財源)が、経常的に支出する経費(人件費、扶助費、公債費等)にどれくらい充当されているかを示す比率です。この比率が高くなるほど財政運営が厳しくなります。

一般的に70%程度が望ましく、80%を超えると財政構造の弾力性が失われつつあるといわれています。

| 昭和町の経常収支比率 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 62.4% | 66.4% | 63.7% | 71.0% | 68.1% |

◆実質公債費比率

新しい財政指標で、公債費(町債の返済金)による財政負担の程度を示す比率です。実質的な公債費に費やした一般財源の額が標準財政規模(標準的な行政活動を行うのに必要な額)に占める割合をいいます。公営企業等(下水道事業など)へ繰り出している起債の償還分も含まれ、実質的な公債費を網羅して算定した指数です。18%を超えると地方債の発行に許可を要し、25%を超えると起債の制限を受けることになります。

| 昭和町の実質公債費比率 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|
| | 8.0% | 8.5% | 8.8% | 9.0% |



財政健全化判断比率を公表します!

平成19年6月「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下、財政健全化法)」が公布されました。
この法律は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標が一定基準を超える場合に早期健全化団体・財政再生団体に指定し、早期の財政再建を図らせるものです。
地方公共団体は、平成19年度決算数値から、次の健全化判断比率等(①～⑤)を監査委員の審査に付した上で、その意見を付して議会へ報告し、町民のみなさまに公表することになりました。

健全化判断比率

(単位：%)

| 指標名 | 平成20年度 昭和町 比率 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|-----------|---------------|---------|--------|
| ①実質赤字比率 | — | 15.0 | 20.0 |
| ②連結実質赤字比率 | — | 20.0 | 40.0 |
| ③実質公債費比率 | 9.0 | 25.0 | 35.0 |
| ④将来負担比率 | 32.1 | 350.0 | — |

※赤字額がないため、①実質赤字比率と②連結実質赤字比率は「—」と表示しています。
※将来負担比率については、財政再生基準が設定されていないため「—」と表示しています。

⑤資金不足比率

| 会計名 | 平成20年度 昭和町 比率 | 経営健全化基準 |
|-----------|---------------|---------|
| 下水道事業特別会計 | — | 20.0 |

※資金不足額がないため、⑤資金不足比率は「—」と表示しています。

早期健全化基準を超えると…

健全化判断比率(①～④)のうち1つでも早期健全化基準を超えると、早期健全化団体として自主的に財政の健全化を図るため、次のことを行います。

1. 財政健全化計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表
2. 議会で承認された財政健全化計画を県知事に報告
3. 財政健全化計画の実施状況を議会に報告、公表、県知事に報告
4. 外部監査契約による監査

早期健全化が著しく困難であると判断されたときは、県知事から必要な勧告が行われます。

財政再生基準を超えると…

健全化判断比率(①～④)のうち、④将来負担比率を除いた3つの比率のうち1つでも財政再生基準を超えると、財政再生団体として国の関与をうけながら財政の再生を図るため、次のことを行います。

1. 財政再生計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表
2. 議会で承認された財政再生計画を総務大臣に協議し、同意を求めることができる
→同意がない場合には、災害復旧事業債などを除き、地方債の起債が不可能となる
3. 財政再生計画の実施状況を議会に報告、公表
4. 外部監査契約による監査

財政再生計画が実際の財政運営に適合しないと判断されたときは、総務大臣から予算の変更等、必要な措置の勧告が行われます。

経営健全化基準を超えると…

⑤資金不足比率が経営健全化基準を超えると、経営健全化を図るため、次のことを行います。

1. 経営健全化計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表
2. 議会で承認された経営健全化計画を県知事に報告
3. 経営健全化計画の実施状況を議会に報告、公表、県知事に報告
4. 外部監査契約による監査

経営健全化が著しく困難であると判断されたときは、県知事から必要な勧告が行われます。

昭和町の平成20年度決算については、前ページのとおり、早期健全化基準及び経営健全化基準を下回る比率のため、健全段階となりました。

問い合わせ先 役場企画財政課 (☎275-8154)

用語解説

- ・実質赤字比率
一般会計等(一般会計及び濁水対策事業特別会計)を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。
一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。
- ・連結実質赤字比率
すべての会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率。
すべての会計の赤字や黒字を合算し、町全体としての赤字の程度を指標化し、全体の財政運営の深刻度を示すものです。
- ・実質公債費比率
一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率(3か年平均)。
借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。
- ・将来負担比率
一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。
一般会計等の借入金や将来支払っていく可能性のある負担などの現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。
- ・資金不足比率
公営企業会計(下水道事業特別会計)の資金不足を、料金収入等と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。
- ・標準財政規模
自治体が、標準的な状態のとき、通常収入されるであろう経常的一般財源の規模のことです。
※標準税収入額等(町税や地方譲与税など)+普通交付税+臨時財政対策債発行可能額



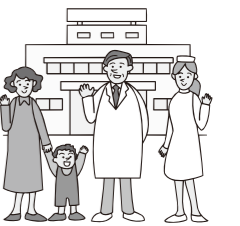
だより

NO.53

国保

国保被保険者 加入世帯 2,676 世帯 被保険者 5,039 人 平成 21 年 10 月末現在

国保疾病統計から見てみよう



国民健康保険では、毎年、季節的な病気が比較的少なく住民の異動が落ち着いた5月に国保加入者が病気で医療機関にかかった状況を疾病統計として集計しています。本町の状況についてお知らせします。(左表)

入院の原因となる最多の疾病は腫瘍(ガン、肉腫等)、精神及び行動の障害となっていて昨年と同様です。また、外来の場合も歯及び歯の支持組織の障害、高血圧性疾患が1位と2位を締めていて昨年と同様となっています。

特定健診を受けていますか

高率受診件数上位10項目の中には、高血圧性疾患、糖尿病といった生活習慣病も含まれています。生活習慣病は脳卒中や心筋梗塞といった重篤な疾病を招く恐れがあり、このような生活習慣病と肥満が複合した状態を「メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)」といいます。

高率受診件数上位10

| 外 来 | |
|-----|---------------|
| 順位 | 疾病分類項目 |
| 1 | 歯及び歯の支持組織の障害 |
| 2 | 高血圧性疾患 |
| 3 | 呼吸器系の疾患 |
| 4 | 眼及び付属器の疾患 |
| 5 | 筋骨格系及び結合組織の疾患 |
| 6 | 皮膚及び皮下組織の疾患 |
| 7 | 精神及び行動の傷害 |
| 8 | 糖尿病 |
| 9 | 感染症及び寄生虫症 |
| 9 | 消化器系の疾患 |

| 入 院 | |
|-----|------------------|
| 順位 | 疾病分類項目 |
| 1 | 腫瘍 |
| 1 | 精神及び行動の障害 |
| 3 | 腎尿路生殖器系の疾患 |
| 4 | 脳血管疾患 |
| 5 | 神経系の疾患 |
| 5 | 損傷、中毒及びその他の外因の影響 |
| 7 | 消化器系の疾患 |
| 8 | 乳房の悪性腫瘍 |
| 8 | 内分泌、栄養及び代謝疾患 |
| 8 | 糖尿病 |

これは、「痛い」とか「辛い」といった自覚症状がほとんどないのが特徴で、知らず知らずのうちに悪化し様々な合併症を引き起こすこととなります。このような状況を解消することを目的とし、平成20年度から各医療保険者に「特定健診」が義務づけられました。昭和町国民健康保険も昨年(平成20年)7月に国保加入者の40歳から74歳までの方を対象に実施し、今年度には1,200人強の方が受診しております。

また、特定健診の実施後、腹囲やBMI(体格指数)により内臓脂肪の蓄積具合が推定され、必要に応じて「特定健診指導」が行われます。特定健診指導は、比較的低リスクの低い人を対象とした「動機付け支援」とリスクの高い人を対象とした「積極的支援」があります。動機付け支援は、初めに面接を受け後に生活習慣が改善されたかどうかの評価を受けます。一方、積極的支援は、保健師や管理栄養士と面談し、日常生活の分析、摂取カロリーの数値の設定、運動等3ヶ月から半年に亘って指導を受けるものです。

特定健診が従来の健診と大きく違うところは健診内容がメタボリックシンドロームの判断に重点が置かれている

こと、そしてこれまでのように疾病を早期発見、早期治療をするためのものから疾病を未然に防ぐための健診となっていることです。

特定保健指導をうけましょう

疾病を未然に防ぐためには、特定健診後に行われる特定保健指導が重要なものとなります。日中仕事をされている方にとっては継続的に行われる積極的支援等は負担に感じることもあるかと思いますが、メタボリックシンドロームを解消することで将来に亘って必要となる医療費の自己負担が軽減されることは試算されています。

近年、医療費は増加しつつ各医療保険は非常に苦しい運営を強いられています。昭和町国民健康保険も例外ではありません。

日常生活を見直し、生活習慣を改善することで身体的にも精神的にもそして経済的にも重荷となる「病い」から身を守り、充実した暮らしを実現出来ることも、昭和町国民健康保険を支えていくことにもなるのです。

Information

お知らせ

年末調整、確定申告には

「国民健康保険税納付額のお知らせ」

をご利用ください。

今年1月から12月までに納めていただいた国民健康保険税は「年末調整」「確定申告」の時に社会保険料控除として所得から差し引くことが出来ます。

支払った国民健康保険税額を知りたい場合は昭和町役場町民窓口課に「国民健康保険税納付額のお知らせ」を申請してください。(ご本人、同居家族以外の方が申請する場合は委任状が必要です。)

役場に来られない場合も連絡をいただければご自宅へ郵送いたします。いずれも無料です。ご自宅以外のところへの郵送、また、電話でのお問い合わせには地方公務員法、及び昭和町個人情報保護条例に基づきできませんのでご了承ください。



問い合わせ先： 役場町民窓口課 国民健康保険係 (☎ 275-8264)



町営常永団地 B棟入居者募集



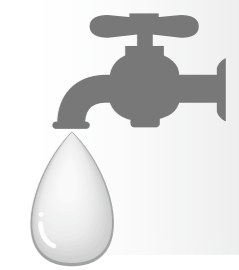
町営常永団地B棟の入居者を募集します。ご希望の方は期間内にお申し込みください。
 なお、詳細については、役場建設課窓口に備えてある「入居者募集案内」をご覧ください。
 ※なお、応募者多数の場合は、「抽選」とさせていただきます。

| | |
|-------|--|
| 所在地 | 昭和町上河東543番地 |
| 募集戸数 | 1DK(1~2人世帯用) 54.2㎡...4戸 2DK(2~3人世帯用) 63.2㎡...10戸 3DK(3人以上世帯用) 72.5㎡...4戸 |
| 申込資格 | <ul style="list-style-type: none"> 住宅に困窮していること。(持ち家のない方・現在、公営住宅に入居していない方。) 世帯を構成していること。(60歳以上の方、身体に障害をお持ちの方は単身でも入居できます。) 法令で定められた収入基準(収入月額158,000円)以内であること。 本町に1年以上住民登録がされている方または、町内の事業所に勤務している方であること。 町税等を滞納していない方であること。 町内にお住まいの連帯保証人をたてられること。(連帯保証人は前年の年間所得が1,248,000円以上あること。) 入居申込者及びその同居者が暴力団員でないこと。 |
| 受付期間 | 平成22年1月5日(火)~1月29日(金) 午前9時~午後5時(土・日・祝日を除く) |
| 入居予定日 | 平成22年4月1日 |
| 申込先 | 役場建設課(庁舎2階) ☎275-8412 ※申込用紙は役場建設課窓口に備えてあります。 |

入居予定日は来年
4月1日です!

下水道に油などを

流さないでください!



下水道は大切な財産です。水は貴重な資源です。一度汚してしまうと元に戻すには大変な労力と費用がかかります。そんな水資源を守るのに下水道はとても有効です。再度、次の点にご注意いただき、下水道を正しく使いましょう。

下水道への接続はお済ですか?

今季節は下水道が詰まりやすくなります

等を巻き込んで大きくなったオイルボールが原因です。

町では「公衆衛生の向上、公共水域の水質保全、清潔で快適な生活の確保」を目的として下水道事業を進めています。そして、すでに町民の約7割を超えるみなさまが下水道を使える地域(供用開始区域)に住んでいることになりました。

下水道には何でも流せるというものではありません。この数年、下水道に流すことのできない物質等を流してしまふことにより、下水道の公共マス、本管等が詰まったり破損したりするケースが起きています。いずれも下水道に流された油分が気温低下によって固まり、汚水中の浮遊物質

下水道事業は、ただ下水道の工事をしたということではありません。供用開始区域のみならずが下水道に接続をし、下水道を使用し始めて事業の目的が果たせるのです。



▲マンホール清掃の様子

- ◆下水道の閉塞等が起きた箇所
- ①西条彩の広場南のマンホール・東のマンホール
 - ②西条昭和高校東側公共マス
 - ③西条上石田一丁目西条線の甲府バイパス交差点から南側の公共マス
 - ④河西大林公園横のマンホール
 - ⑤西条地内昭和バイパスのマンホール
 - ⑥清水新居諏訪神社南交差点付近のマンホール

※下水道に流してはいけない物質等を流すことにより生じるトラブルについては、下水道法によりその原因を生じさせた人に修繕及び清掃等の費用負担をしていただくこともあります。

下水道は大切な財産です

水は貴重な資源です。一度汚してしまうと元に戻すには大変な労力と費用がかかります。そんな水資源を守るのに下水道はとても有効です。再度、次の点にご注意いただき、下水道を正しく使いましょう。

- 天ぷら油などの食用油、石油などの鉱物油、シンナーなどの溶剤類を流さないでください。
- 台所のゴミや残り物、風呂場や洗面台の髪の毛等は極力取り除いてください。
- 水に溶けない紙おむつや、タバコの吸殻等を流さないでください。
- 洗剤等は、量を守り使い過ぎないようにしてください。

※昭和町では個人の排水管等の清掃を業者委託するようなどとはいたしません。戸別訪問をして排水管等の清掃を強制するような業者がいましたらその場での契約は避けましょう。

問合せ 役場下水道課
(☎275-8356)

新型インフルエンザワクチン接種費用の助成について

お知らせ

町では、つぎの方を対象に、新型インフルエンザワクチン接種費用の助成を行います。助成を受けるためには、必ず接種する前に、町から「交付券」を受け取ってください。

助成の対象になる方

国が定める優先接種対象者(医療従事者・妊婦・基礎疾患を有する者・1歳~小学生・中学生・高校生相当・高齢者)のうち、次のいずれかに該当する方

- ①生活保護を受給している方
- ②住民税非課税世帯に属する方

助成額

▶1回の場合→3,600円 ▶2回の場合→3,600円+2,550円=合計6,150円を全額助成します。(ただし、2回目の接種を1回目とは別の医療機関で受けた場合には、2回目の接種費用は3,600円となります。)

申請の方法

接種を受ける本人または保護者(家族)の方が、役場いきいき健康課(総合会館内)の窓口に申請してください。「交付券」をお渡ししますので、接種時に医療機関に提出してください。

申請時の持ち物

印鑑 ※平成21年1月1日現在で昭和町に住居登録がなかった方のみ世帯全員分の非課税証明書(非課税証明書は、平成21年1月1日時点の住民登録地で申請手続きをお願いします。)

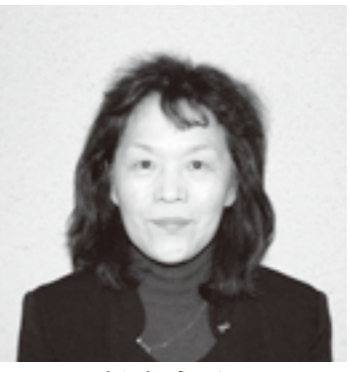


■問い合わせ先: 役場いきいき健康課 健康増進係 (☎275-8785)

12月4日(金)~12月10日(木)は「第61回 人権週間」です!

人権擁護委員が 決まりました

法務大臣から10月1日付けで、河東中島にお住まいの、松木安子さんと押越にお住まいの、山田洋子さんが新たに人権擁護委員に委嘱されました。任期は3年間です。



松木安子さん



山田洋子さん

スローガン
「みんなで築こう人権の世紀
—考えよう相手の気持ち
育てよう思いやりの心—

山梨県心身障害者自動車燃料費助成金の請求手続きについて

平成21年度（平成21年1月～平成21年12月分）の助成金の請求を次により受け付けますので、該当する場合は下記のいずれかの会場へ来場の上、手続きをしてください。

1 助成対象者

平成21年度分の自動車税または軽自動車税の減免を受けている方、または平成22年度から減免を受けることができる方で、身体障害者手帳1級・2級、療育手帳Aまたは戦傷病者手帳特別・第1・第2項症に該当する方。

2 受付日程

| | | | | |
|----------------------|--------------|--------------|----|------|
| (1) 平成22年 1月 5日 (火) | 午前10時～午後3時 | 昭和町総合会館 | 2階 | 軽運動室 |
| (2) 平成22年 1月 6日 (水) | 午前9時30分～午後4時 | 甲府市総合市民会館 | 1階 | 多目的室 |
| (3) 平成22年 1月 7日 (木) | 午前9時30分～午後4時 | 甲府市総合市民会館 | 1階 | 多目的室 |
| (4) 平成22年 1月 8日 (金) | 午前10時～午後3時 | 甲斐市敷島総合文化会館 | 2階 | 研修室 |
| (5) 平成22年 1月13日 (水) | 午前10時～午後3時 | 白根はとふるセンター | 1階 | 多目的室 |
| (6) 平成22年 1月14日 (木) | 午前10時～午後3時 | 白根はとふるセンター | 1階 | 多目的室 |
| (7) 平成22年 1月18日 (月) | 午前10時～午後3時 | 北杜市役所本庁舎(須玉) | 1階 | 会議室 |
| (8) 平成22年 1月20日 (水) | 午前10時～午後3時 | 甲斐市敷島総合文化会館 | 2階 | 研修室 |
| (9) 平成22年 1月21日 (木) | 午前10時～午後3時 | 北杜市役所長坂総合支所 | 1階 | 会議室 |
| (10) 平成22年 1月25日 (月) | 午前10時～午後4時 | 北巨摩合同庁舎(葦崎) | 1階 | 大会議室 |
| (11) 平成22年 1月27日 (水) | 午前9時30分～午後4時 | 甲府市総合市民会館 | 1階 | 多目的室 |
| (12) 平成22年 1月28日 (木) | 午前9時30分～午後4時 | 甲府市総合市民会館 | 1階 | 多目的室 |

(受付期間) 平成22年1月5日(火)～2月5日(金)

3 当日持参するもの

- 心身障害者自動車燃料費助成金請求書
- 身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳のいずれか（「減免申請済」と押印があるもの）
- 印鑑
- 車検証
- 預金通帳（ゆうちょ銀行は除く）
- 対象期間分の自動車燃料の領収書（請求者氏名等が印字されているもの）及び購入量計算書、または支払証明書（購入先給油店から証明を受けたもの）

4 請求書、購入量計算書及び支払証明書の用紙は、役場福祉課及び中北保健福祉事務所福祉課に置いてあります。

※ 請求の最終締切りは、平成22年2月5日(金)です。

■問合せ先 甲府市太田町9-1 中北保健福祉事務所2階福祉課 (☎237-1381 FAX235-7115)

| | | |
|-----|---------|--------|
| 火曜日 | 午後5時50分 | 7時20分 |
| 木曜日 | 午後5時50分 | 7時20分 |
| 土曜日 | 午後1時00分 | 2時30分 |
| 日曜日 | 午前9時00分 | 11時00分 |

(西条小学校) 1年生から3年生
(西条小学校) 4年生から6年生
(西条小学校) 4年生から6年生

練習日

こんにちは！昭和町サッカー少年団です。西条、押原、常永小学校の子供たちが元気にグラウンドを駆け回っています。近年、子供の運動能力や体力の低下が懸がられている中、少しでも子供達が体を動かす、楽しくサッカーができる環境を整えるように後援会の協力を頂きながら活動しています。みんなで楽しく一緒にサッカーをやりましょう。



スポーツ少年団紹介(サッカー)

町施設の『業務案内』と『ゴミの収集』について

年末年始の業務休止のご案内

◆『町施設』年末年始の閉庁・閉館・休館日◆

■は閉庁・閉館・休館日

| | 平成21年12月 | | | | | | 平成22年1月 | | | | |
|--------------------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|-------|-------|-------|-------|
| | 26日(土) | 27日(日) | 28日(月) | 29日(火) | 30日(水) | 31日(木) | 1日(金) | 2日(土) | 3日(日) | 4日(月) | 5日(火) |
| 役場・教育委員会 | | | | | | | | | | | |
| 中央公民館 | | | | | | | | | | | |
| 総合会館・温泉 | | | | | | | | | | | |
| 西条・押原・常永児童館・児童センター | | | | | | | | | | | |
| 町立図書館 | | | | | | | | | | | |
| 町立温水プール | | | | | | | | | | | |
| 地域交流センター | | | | | | | | | | | |
| 総合体育館 | | | | | | | | | | | |
| スポーツ施設 | | | | | | | | | | | |
| 自動交付機 | | | | | | | | | | | |

* 年末年始の休みの間でも、出生・婚姻・死亡届など、戸籍に関する届出は役場の宿日直者がお預かりします。また、宿日直者が常時勤務していますので緊急なご用件は(☎275-2111)までご連絡ください。

◆『ゴミの収集』年末の収集最終日・年始の収集開始日◆

| | 12月収集最終日 | 1月収集開始日 |
|------------|----------|--------------------|
| 収集地区名 | 全地区 | 全地区 |
| 燃えるゴミ | 30日(水) | 4日(月) |
| 不燃ゴミ(缶類含む) | 16日(水) | 6日(水) |
| 粗大ゴミ | 16日(水) | 27日(水) |
| 特殊ゴミ | 16日(水) | 収集しません(8月・12月のみ収集) |

* 年末は、空き缶・空きびん・新聞・雑誌・段ボール・牛乳パック・ペットボトル・発泡トレイ・その他プラ・乾電池などの資源ゴミが出ますが、これらのゴミは、分別すれば資源として再生ができますので、各地区の決められた資源回収ボックスに出してください。ボックスが一杯の場合は、1月4日(月)以降に出してください。

* テレビ・エアコン・冷凍庫・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機・パソコン・オートバイ等は、決められた方法で処分してください。

* その他のゴミの収集日については、カレンダー(12月)をご覧ください。

* 年末はゴミがたくさん出ますが、収集日を守ってゴミを出しましょう。

* その他、ゴミについてのお問合せは、役場環境経済課(☎275-8355)まで

共に生き活き輝け昭和

昭和町男女共同参画推進だより No.62
女と男とが築きあげる 21世紀のまちづくり
事務局 役場企画財政課 (☎ 275-8154)

21年度 男女共同参画 意識調査 (10月11日ふれあい祭りにて)

| | はい | いいえ |
|----------------------------|-----|-----|
| 1. あなたの家庭では男性も子育てに協力しますか。 | 109 | 34 |
| 2. あなたの家庭では男性も家事に協力しますか。 | 91 | 53 |
| 3. 男性も介護する時代になっていますが賛成ですか。 | 136 | 6 |

子育ての期間はあつという間です。その間に子どもたちはいろいろな姿を見せてくれ、たくさんの幸せをくれます。ふれあい祭りでお父さん方から、共に子育てに参加し、共に楽しんでいらつしやる姿が伝わってきて、「お父さん方、なかなか」と嬉しくなりました。

「うん、してる、してる」とお母さん。ほっと微笑んでシールをつけるお父さん。
十月十一日のふれあい祭り、男女共同参画推進委員会コーナーでのシーンです。
今年も委員会は、子ども向けの駄菓子屋と、男女共同参画についての意識調査のコナーを設けました。
アンケートの質問は三つ。今年も、子育て・家事・介護について伺いま

した。冒頭のシーンは、第一問目にお答えいただいた時に、ほとんどのご夫婦が見せてくれた様子です。コーナーに見えた方々の多くが、一家お揃いか、お父さんが子ども連れだったのが心に残ります。また、お父さん方が積極的に子どもに声をかけている姿も印象的でした。



お父さん方、なかなかですね！

男女共同参画推進委員会
委員 福田 聖子

「日本年金機構」が来年1月1日からスタート！

～社会保険庁が廃止され、新たに「日本年金機構」がスタートします～

国民のみなさまの信頼に応え、一層のサービス向上の実現を目指し、社会保険庁は組織・人員を一新し、「**日本年金機構**」として生まれ変わります。

国民年金

年金は世代間の支えあい。
年金についてももう一度考えてみませんか。

○現在あるお近くの社会保険事務所は、新たに「年金事務所」と名称が変わりますが、年金相談などの窓口として引き続きご利用いただけます。また、「年金事務所」は、現在ある社会保険事務所の建物をそのまま使用しますので、所在地に変更はありません。

○日本年金機構の設立に伴い、これまで社会保険庁や社会保険事務所の名義でご案内していた各種の関係書類は、内容により、今後は厚生労働省または日本年金機構の名義でご案内させていただきますこととなりますが、国民の皆さまに何らかの処理をしていただくことは一切ございませんので、ご安心ください。

○日本年金機構は、社会保険庁から公的年金の運営業務を引き継いで行うこととなりますが、公的年金制度は、国の制度として、その財政や運営に国が引き続き責任を持つことについては、これまでと変わりません。



**こんにちは！
愛育会です！**
事務局 役場いきいき健康課
(☎ 275-8785) No. 31

各地区会員研修がスタートしました！！

今年度、昭和町愛育会では『心と体の健康づくり～“愛育のこころ”で地域を健康にしよう～』をテーマに、声かけ・見守りを中心として、赤ちゃんからお年寄りまでニーズに合わせた活動を行います。地区会員研修をもとに班員会議で話し合い、それぞれの地区で会員研修会がスタートしました！

清水新居・上河東では
**～秋からが心配、備えが大事！～
新型インフルエンザ対策**
清水新居では9月25日(金)に、また上河東では9月27日(日)に、流行が心配される「新型インフルエンザの対策」について、昭和町役場いきいき健康課の大柴保健師を迎え、最新の情報や感染予防としての手洗いについて、手洗いチェッカーを使いながら研修を行いました。クイズなどを盛り込んだ講演や、質疑応答もあり、とても役立ちました。参加された方も満足した様子でした。



これから行う地区では地区愛育班員がお誘い活動をしております。
どうぞお楽しみに♪

西条二区では
**～物作り教室～
装飾はり絵小物作り**
西条二区では7月25日(土)に毎年恒例となっている「ものづくり教室」で、【装飾はり絵小物作り】を行いました。今年はトルペイントなどでご活躍の中山福美先生を講師に招き、普段は捨ててしまう空き瓶に色を塗り、切り絵を貼り付けて仕上げる、環境にやさしい小物を作りました。夏休み中に行ったことで、大勢の子どもたちが集まり、子どもたちにとっても地域での異年齢交流の場となり、楽しい時間を過ごすことができました。

**社会
保険庁**

廃止

日本年金機構

公的年金の運用業務

厚生労働省

公的年金の
財政責任・運営責任

◆詳しい内容、手続き方法等は…

竜王社会保険事務所 国民年金業務課 (☎ 278-1104) 役場町民窓口課 国民年金担当 (☎ 275-8264)